

仕事と育児の両立を応援します！ その②

男性労働者の育児休業の取得促進と、子の看護等による休暇の取得促進を図ることで、子育て中の男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備し、子育てに対する男女共同参画の意識啓発を図るため、要件を満たした事業主に対し、下記の奨励金を交付します。

【子の看護等による休暇取得促進奨励金】



仕事と子育ての両立を支援するため、子育て世代の常用労働者が、子の看護等による休暇(子の病気等の看護など)を取得した場合、労働者一人当たり月8時間を上限とし、1時間当たりの山形県最低賃金相当額を事業主に交付します。

〈手続きの流れ〉

従業員が、子の看護
等で年休取得

申請書・必要書類提出
雇用状況・休暇届け等の写し 等

奨励金交付
申請から、おおむね
1ヶ月後

〈子の看護等休暇のパターン〉

- ◆ 高校生以下の子の各種検診及び予防接種等の引率に係わる場合
- ◆ 高校生以下の子の保育・授業参観等の学校行事参加に係わる場合
- ◆ 妊婦健診及び不妊治療等に係わる場合
- ◆ 高校生以下の子の病気やけがの看護に係わる場合
- ◆ その他、子育てに関する用事がある場合



【各種要綱・様式等はこちらから】

◇ [要綱\(金山町男性の育児休業及び子の看護等による休暇取得促進奨励金\).pdf](#)

◇ [様式\(男性育休&子の看護\).pdf](#)

◇ [様式\(男性育休&子の看護\).docx](#)(エクセル版)

【男性の育児休業取得及び子の看護等による休暇取得促進奨励金に関する問合せ先】

健康福祉課 子育て支援室 電話29-5622